

事務局規程

第1章 総則

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という。）定款第46条に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために定める。

第2章 事務局の機構及び業務

(事務局の機構)

第2条 事務局に課を置くことができる。

(所管業務)

第3条 事務局は次の業務を処理する。

- (1) 理事会、評議員会に関すること
- (2) 加盟団体に関すること
- (3) 役員に関すること
- (4) 定款、諸規程に関すること
- (5) 会印、職印に関すること
- (6) 職員の給与、勤務、福利厚生に関すること
- (7) 表彰、慶弔に関すること
- (8) 予算及び決算に関すること
- (9) 収入及び支出の執行に関すること
- (10) 現金、預金及び有価証券等の管理、出納に関すること
- (11) 補助金等の収受に関すること
- (12) 各委員会に関すること
- (13) 国際体操連盟（FIG）、アジア体操連合（AGU）に関すること
- (14) その他前号に属さない必要な業務に関すること

第4条 事務局内に体操スクールグループを設置し、次の業務を処理する。

- (1) 体操スクールの企画、運営、指導に関すること

第3章 職員及び職責

(職 員)

第5条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 一般職員

(任 免)

第6条 職員は会長の命を受けて専務理事が任免する。

(事務局長の職責)

第7条 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括し、職員を指揮監督する。

(一般職員の職責)

第8条 一般職員は、事務局長の命を受けて所定の業務に従事する。

第4章 職員の服務及び給与

(職員の服務)

第9条 職員の服務は、別に定める服務規程による。

(職員の給与)

第10条 職員の給与は、別に定める給与規程による。

第5章 事案の決裁及び専決

(原 則)

第11条 本会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規程の定めるところにより、専務理事、事務局長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第12条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会の決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本会運営に関する重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) 5,000万円以上の収入及び支出に関する事案
- (10) 500万円以上の予算の流用に関する事案
- (11) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の専決事案)

第13条 専務理事は、次のものを専決できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 2,000万円以上 5,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (7) 500万円未満の予算の流用に関する事案
- (8) その他重要な事項に関する事案

(事務局長の専決事案)

第 14 条 事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 定例的な照会、回答、通知及び軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な公表、申請、照会、諮詢及び通知に関する事案
- (4) 職員の出張に関する事案
- (5) 2,000 万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) 臨時職員・嘱託及びパートタイマーの雇用に関する事案
- (7) その他比較的重要な事項に関する事案

第 6 章 雜則

(事務局長代行)

第 15 条 事務局長が業務を執行できなくなった場合に備え、事務局長代行を置くことができる。

第 16 条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

平成 10 年 4 月 1 日	施行
平成 17 年 4 月 1 日	一部改定
平成 29 年 3 月 12 日	一部改定